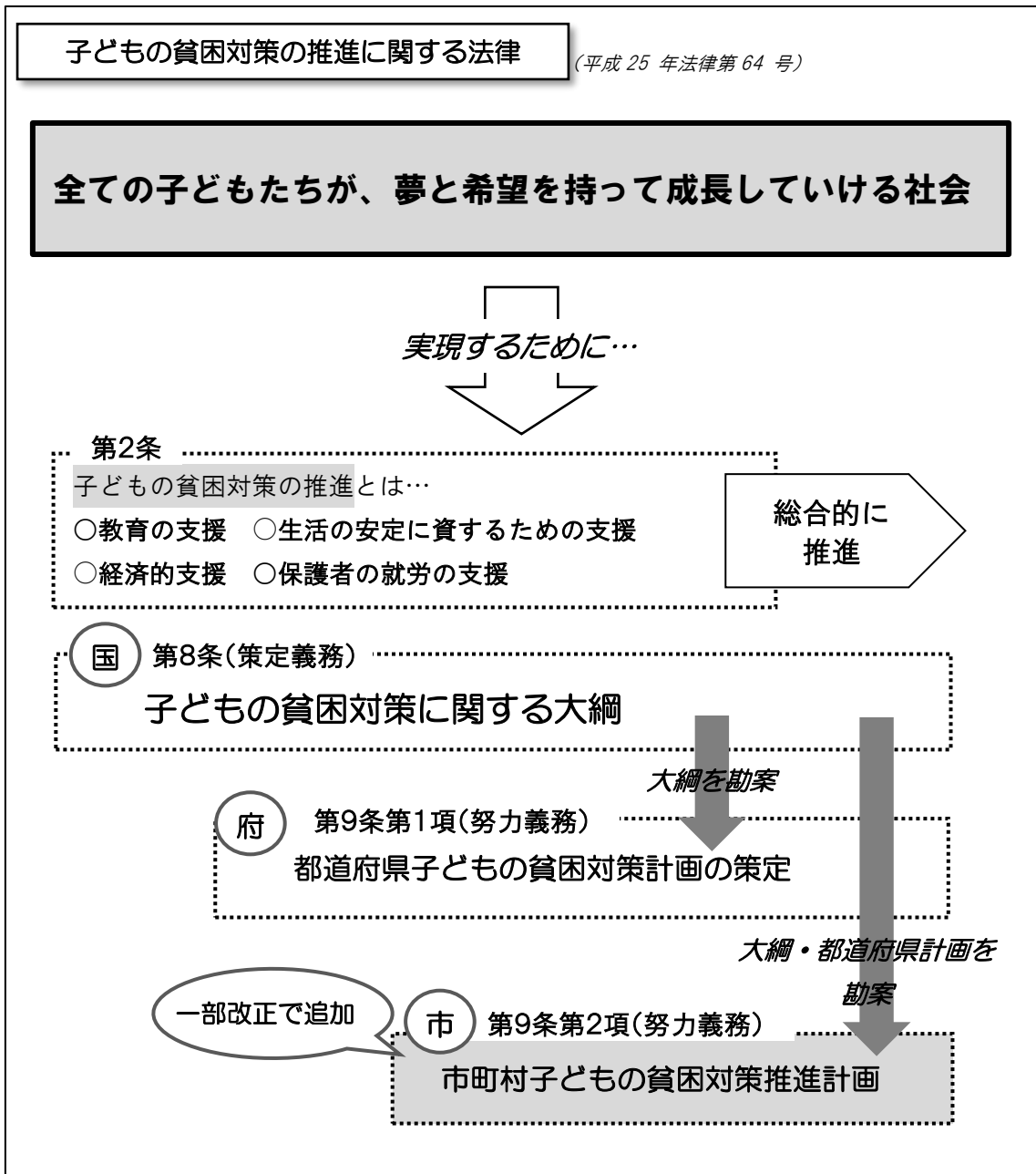


藤井寺市子どもの貧困対策推進計画について

1. 市町村子どもの貧困対策推進計画について

令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。以下、法という。）が改正され、法第 9 条第 2 項の規定に基づき、市町村においても、子どもの貧困対策に関する大綱を勘案し、子どもの貧困対策計画策定の努力義務が課せられた。

上記改正を受け、藤井寺市においても、子どもの生活実態を把握し子どもの貧困対策の推進を図るため、令和 4 年度中に藤井寺市子どもの貧困対策推進計画の策定を目指す。



2. 子どもの貧困対策推進計画の策定に係る実態調査について

子どもの貧困対策推進計画を策定する上で、子育て世帯の経済状況や生活環境、学校・家庭での過ごし方等について実態を把握するため、令和4年夏頃にアンケート調査を実施する。

・実施時期

令和4年7月頃から2週間程度

・調査対象者

市内在住の小学5年生、中学2年生の児童及び保護者

小学5年生・保護者 約580件（令和3年11月1日時点の小学4年生の人数）

中学2年生・保護者 約610件（令和3年11月1日時点の中学1年生の人数）

※調査は令和4年4月末時点での対象者に調査を行う予定のため、件数に若干の増減あり。

・配布及び回収方法

市立小・中学校に通う児童及びその保護者 ⇒ 学校を通じ配布・回収

私立小・中学校等に通う児童及びその保護者 ⇒ 郵送で配布・回収

3. 今後のスケジュールについて（予定）

計画策定状況により多少の前後は考えられるが、適宜子ども・子育て会議に諮り意見を集約し計画に反映する。

	4月	5月	6月	7月	8月~10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査票作成	→		→							
実態調査				→						
集計・分析					→					
計画策定						→				→